

## 2014年3月議会 当初予算分 反対討論（要旨）

2014年3月26日

まつざき 真琴

私は、日本共産党県議団として、提案されました41件の議案のうち、23件に賛成し、反対する18件の議案のうち的主なものについて、その理由を述べ討論いたします。

まず、議案第31号「平成26年度鹿児島県一般会計予算」についてであります。

今議会に「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例案」が提案され、来年度予算に、相談員の設置や県民や事業者への普及・啓発の予算が計上されている点や県立大島病院の救命救急センターの運用に関する事業費が計上されている点については、評価するものです。

しかしながら、以下の理由で、本議案に反対します。

第1には、第4款衛生費、4目環境保全対策費の中に、原子力安全等対策費として、川内原発1,2号機の新規制基準適合性に係る審査結果について住民に対する説明会の開催に要する経費として1200万円が計上されている点です。

規制委員会は、現在審査を行っている原発の中で、川内原発を最優先に審査を進めることを明らかにしました。規制委員会はその理由を説明していますが、私は、原発立地の13の道県の中で、鹿児島県だけが次のステップに入る住民説明会の予算を計上し、再稼働に前向きな姿勢を示していることがその大きな要因であると考えます。県は、いつかは必要であるから計上したと説明していますが、当初予算には計上せず、途中で補正予算を組むことも可能です。予算は知事的意思を示すものです。政府は、「安全」の確認ができた原発から順次再稼働させる旨を明らかにしており、その一番目は、県知事をはじめ立地自治体の同意が得やすいところと考えるのは当然でしょう。伊藤知事の再稼働への前のめりな姿勢が全国の止まっている原発の再稼働への道を開くことになるという責任の重大さを指摘しておきます。

第2には、不要不急の大型開発の公共事業に県民の貴重な税金がつき込まれている点です。依然として、島原・天草・長島架橋の建設促進事業費159万6千円と調査費330万3千円が計上、人工島マリポートかごしまには、重要港湾改修事業として緑地や道路の整備に6億2千万円、錦江湾横断交通ネットワーク可能性検討事業に105万3千円が計上されています。公共工事は、県民の生活に密着した道路や歩道の整備、現状の計画では間に合わない河川の寄洲の除去の促進などこそ最優先で行うべきであります。

第3には、住民合意のない事業に多額の予算が計上されている点です。ガーデンヒルズ松陽台について、用地取得に4億6800万円、住宅建設に5億8342万円。また、公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備促進費として25億6600万円が計上されています。住民の反対がある中で、解決の努力が見えずに事業だけが進められることに賛成できません。

第4に、同和関連予算として、隣保館運営費補助に4300余万円、部落解放同盟鹿児島県連合会への1,563万円をはじめ、3つの同和問題の運動団体へ総額2,625万円の事業費補助が計上され、また、来年度鹿児島において部落解放・人権西日本夏期講座が開催

されるにあたり、300万円の補助がつけられています。今年度は徳島県において、同研修会が開催されましたが、徳島県は、補助はつけておりません。県内、様々な運動団体があり、活動しておりますが、なぜ、同和関連の運動体だけが特別扱いされるのか、納得できません。

第5に、その一方で、県単独の医療費助成については、来年度も現物給付は実現しませんでした。県内の地方議会において、鹿児島市議会、出水市議会に次いで、この3月議会も垂水市議会、始良市議会など、次々に知事あての医療費助成の現物給付を求める意見書が全会一致で採択されています。ひとり親世帯や重度心身障害者の負担の軽減のためにも、現物給付を実施すべきです。

以上の理由から、本議案に賛成できないものであります。

次に議案第40号「平成26年度鹿児島県病院事業特別会計予算」と議案第41号「平成26年度鹿児島県工業用水道事業特別会計予算」及び第45号「消費税及び地方消費税の引き上げに伴う使用料及び手数料関係条例の改正に関する条例制定の件」については一括して反対理由を申し述べます。

これらの中には、消費税増税に伴い、県が管理する施設等の使用料、手数料の値上げや工業用水道料金や県立病院の健康診断や予防接種料や受託検査料などの引き上げが含まれています。

特に県立病院事業においては、消費税増税によって、県民の負担が増えるばかりではなく、病院経営が大きな影響を受けることとなります。第1款病院事業費用の第1項2目材料費、3目経費の中の薬品費、診療材料費、給食の材料費、光熱水費などについては消費税の課税対象であり3%分の負担が増えることとなりますが、保険診療は、非課税であるのでその分は、実質的に医療機関が被ることとなります。消費税引き上げに伴う2014年度の診療報酬改定は、消費税損税の補填に見合ったものとは言えません。消費税の引き上げは、県立病院の経営をより一層圧迫し、そのことは患者へのサービスの低下や職員の処遇の後退を招く恐れがあります。

以上のように、消費税増税は、県民や県内中小業者の負担増を招くことから、消費税増税に反対する立場で、これらの議案に賛成できないものであります。

次に第46号「鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。

この中に、介護福祉士が喀痰吸引を行うことについて認定証の交付申請手数料とそれを行う事業者の登録申請の手数を新設するものがあります。

介護福祉士が喀痰吸引を行うことについて、本県でも2012年から講習会が行われ、認定証が交付されてきましたが、これまでは、手数料はありませんでした。1, 2号特定行為に対しては50時間の講習、3号特定行為については、最低でも3日間の講習等を受けることになっていますが、小規模の施設では、職員配置が困難な中で苦勞して職員に講習を受けさせているのが現実であり、現在の講習会場への交通費や講習料の負担に加え、今回の条例改正で、新たな負担が生じるものであります。特に、第3号特定行為においては、療養者を

特定しての認定であり、受け持つ療養者数によって、手数料が人数分かかることとなります。介護保険制度が改悪されていく中で、介護従事者の処遇はなかなか改善されません。介護報酬も引き下げられ、施設も運営も厳しくなる一方です。このような状況にさらに負担を強いることとなります。

もう一点、本議案の中に、保育士試験の全部の免除申請の審査に係る手数料の新設があります。これは、幼稚園教諭の資格を持つ人が、保育士の資格を得ることについて、試験の全部が免除になるというものです。これまで、保育士は3歳未満の乳幼児の保育に当たることから、幼稚園教諭の資格とは厳格に区別して、保育士資格試験の免除は一部でありました。

こども・子育て支援新制度は、子どもたちの安全と保育の質について、それを高める方向ではなくて、様々な規制緩和を行い、待機児童の解消を行うという問題点を持っています。

幼保連携型の施設においては、幼稚園の教諭の資格をもった人が、3年間、4320時間以上、幼稚園に勤めていれば、保育所勤務の経験がなくても、保育士試験の全部の免除申請を行い、保育教諭として勤務できることとなります。このような規制緩和は保育の質の低下を招く恐れがあるものです。

以上の理由から、本議案に反対するものです。

次に第51号「鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。

これは、後期高齢者医療財政安定化基金の拠出の比率を1万分の9から10万分の44に、比率を引き下げるというものです。

この基金は、保険料未納の増加等による保険料収入不足や想定を上回る医療給付費の支出増加時による収支不足を補うため、また、次期保険料率の上昇抑制を図るため、必要に応じて、県後期高齢者医療広域連合に資金の交付又は資金の貸付を行うものです。現在40億円が積み立てられていますが、これまで取り崩しは全く行われていません。国と県の拠出金を基金に積み立て、溜め込む一方で、保険料は引き上げられ続けてきました。今年度までは、不均一の保険料であり、離島の8市町村において低く抑えられていたものが、来年度から全市町村で統一の保険料になり、保険料の値上げになります。

拠出の比率を引き下げ、国庫の負担額を減らすのではなく、基金を活用し、保険料を引き下げ、無年金の高齢者や低所得者が安心して受けられる医療にすべきであります。

よって、本議案に反対であります。

次に議案第59号「鹿児島県営住宅条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。

これは、ガーデンヒルズ松陽台に建設する県営住宅、仮称、県営松陽台第二団地の入居者を小学校就学前の児童がいる世帯に限り、定期借家制度を導入し、入居期限を10年と限るための条例改正であります。

反対の理由の第1は、そもそも、戸建住宅の分譲地として開発したガーデンヒルズ松陽台に、大規模な県営住宅を建設することについて、戸建分譲地を購入し、住宅を建てた住民か

らは、約束が違うと、県営住宅建設に対する反対の声が上がっている点です。

第2の理由は、このガーデンヒルズ松陽台を子育てしやすさ、こどもの安全・安心に配慮して整備するとして、328戸全てを未就学の児童がいる世帯に限るとしている点です。

もちろん、若い世代への子育て支援は重要で、安心して子育てできる住環境を整えることは必要です。しかしながら、この場所で、こどもの安全が守られるかが、甚だ疑問であります。

私は、2011年第3回定例会でガーデンヒルズ松陽台から松元小学校までの通学の問題について取り上げました。学校までの3キロメートル以上の距離を1時間近く交通量の多い県道を歩くか、JRで通わなければなりません。

今でも、JR上伊集院駅では電車に乗り込もうとする70人を超す小・中学生と電車からおりてくる大勢の松陽高校生とで狭いホームは大混雑です。下校の時に乗車する薩摩松元駅は無人駅で、学校では、子どもたちが安全に電車を待つことができるように指導に苦勞しておられます。もし、この条例とおりとなれば、最終的に、この団地には、少なくとも300人ほど、兄弟が増えると400人、500人の小中学生が生活することになります。この子どもたちが、登下校時に狭いホームに溢れることになります。これで、子どもの安全・安心に配慮した整備と言えるのか、通学路の環境整備なしに、このような条例改正はあまりにも無責任です。

第3には、10年間という期限を切っている点です。

住まいは人権です。もちろん、県営住宅の入居者の中には、様々な理由で転居をしていく人たちがいますが、それはあくまでも、自らの意思に基づくものです。もちろん10年という期限を承知で入居を申し込むわけですが、人生何があるかわかりません。また、10年間に生まれた子どもたちは、小学校や中学校在学中に10年を迎えることになり、途中での転校を余儀なくされることになります。転校は子どもたちにも親たちにも、精神的、経済的な負担が重くのしかかります。

以上のような様々な問題点があることから本議案に反対であります。

次に議案第61号「鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。

これは、高校授業料の無料化の制度を廃止し、所得制限を設けるもので、就学支援金を受給するために、全ての高校生に保護者等の収入の状況について届けを義務付けるものです。

この申請を行わなければ、授業料の負担が生じます。家庭の状況によっては、離婚、DV虐待など、収入を証明することが困難な場合も考えられますが、そうなれば授業料が徴収されることになってしまいます。

また、今回は授業料を全日制においては、就学支援金と同額の月額9,900円としていますが、国の財政状況により、支援金が減額となれば、その差額は授業料として徴収されることになってしまいます。高校授業料の支援金は、無条件に全ての高校生を対象とすべきという立場で、本議案に反対するものです。

次に議案第63号「鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。今後の児童生徒数の減少を見越して、この間、学校職員の定数が削減され続けてきました。

学校職員は定数を削減するのではなく、本県に多くある複式学級の解消や専門外の教科担当の解消、楠隼中学・高校だけでなく、全ての小中学校、高校において、30人学級を実現すべきであります。よって、学校職員は削減すべきではなく、本議案に反対するものです。

次に請願第1002号「国に対し『消費税増税中止を求める意見書』の提出を求める請願書」について、委員会審査結果では不採択でありましたが、これは採択すべきであることを主張いたします。

内閣府が3月10日に発表した昨年10～12月期の国内総生産（GDP）の改定値は、年率換算で0・7%の伸びにとどまり、安倍首相が増税実施を決断した4～6月の4・1%と比べて低下、減速傾向に拍車がかかっています。マスメディアも、「アベノミクス相次ぐ想定外」として「昨年後半からの減速ぶりが際立っている。急ブレーキの主因は、景気回復のカギを握るとされる『設備投資』と『個人消費』の力弱さにある」と報じています。各新聞の世論調査では、「景気回復」を実感していないと回答した人は8割近くに及んでいます。4月1日からは、さらなる年金の引き下げや生活保護の削減がおこなわれ、70～74歳の医療費自己負担の2倍化などが実施されようとしています。消費税増税のおしつけが、国民の暮らし、営業とともに日本経済にも大打撃を与えることは確実です。

安倍内閣は消費税増税を国民におしつける一方で、大企業には大盤振る舞いの減税や巨大公共事業が行われようとしています。消費税増税が「財政再建のため」でも「社会保障のためでも」ないことはいよいよ明らかです。消費税の増税法でさえ、経済状況によって「停止を含め所要の措置を講ずる」（付則第18条）としています。安倍内閣は増税中止を今からでも決断すべきです。増税実施の4月1日が間近に迫ったいま、県民の暮らしと中小業者の経営を守るため、県議会として、消費税増税中止を求めるべきであります。よって、本陳情は採択すべきであります。

次に請願第4003号「鹿児島市南部地区特別支援教育の充実に関する請願書」について、委員会審査結果では継続審査でありましたが、これは採択すべきであることを主張いたします。

桜ヶ丘養護学校には、高等部がないため、中学部卒業後は、武岡台養護学校か鹿児島養護学校に通わざるを得ず、通学が長時間になってしまいます。そこで、桜ヶ丘養護学校に高等部を設置し、当面の対応として南部地区の県立学校への分教室設置を要望するものであります。

今議会、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が提案され、本日全会一致で可決される見通しです。この13条にあるように、教育委員会は「障害のある人の年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育上必要な支援を講じる」べきであります。県教育委員会は、今後の児童生徒数を見極めるとして

いますが、子どもたちは、年々成長していきます。よって、本陳情は、継続審査ではなく、直ちに採択し、県教育委員会に、早急な対応を求めるべきであります。

次に陳情第4029号「すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求めるための陳情書」について、委員会審査結果では不採択でありましたが、これは採択すべきであることを主張いたします。

本陳情にある項目は、いずれも、すべての子どもたちがひとり一人大切にされ、「権利としての教育」を保障していくための環境整備として必要な内容であります。

財政上の困難を理由にこれらの環境整備を後回しにするのではなく、国に必要な予算措置を求めながら、県としても最優先に対応すべきものであります。

よって、本陳情は、不採択とするのではなく、採択し、議会として必要な手立てを国や県に求めるべきであります。

次に陳情第4031号「有害図書から子供たちを守ることをお願いする陳情」について、委員会審査結果では継続審査であります。これは不採択すべきであることを主張いたします。本陳情は、陳情者の特有な歴史観と価値観に基づき、漫画「はだしのゲン」を「有害図書」と決めつけ、県内の学校からの排除することを求めるものであります。

大阪府泉佐野市教育委員会が市立小中学校13校の図書室から漫画「はだしのゲン」を一時的に回収していた問題では、市立校長会が「特定の価値観や思想に基づいて、読むことさえできなくするのは、子どもたちへの著しい人権侵害」と抗議。教育長に回収の撤回と返却を求めていましたが、先日、それぞれの学校に返却されました。原爆の悲惨さを描いた漫画「はだしのゲン」を教育現場から遠ざけようとするこうした動きには、ゆがんだ歴史観や偏狭さ、憎しみさえうかがえます。子どもたちには、歴史の真実を伝え、悲惨な戦争を二度と繰り返さないために、何をすべきか考える教育こそ必要です。よって、本陳情は、直ちに不採択とすべきであります。

最後に陳情第5036号「介護保険制度『改正』に関する陳情書」について、委員会審査結果では不採択であります。これは採択すべきであることを主張いたします。

今回の介護保険制度の「改正」では、要支援者に対する介護予防給付を市町村が行う地域支援事業に移すこととなります。自治体の財政難や人員確保の困難などから、サービス水準の低下と利用料の引き上げが懸念されます。アンケートでも3割を超える自治体が、訪問・通所介護の市町村の地域支援事業への移行について、「不可能」と回答しています。

特別養護老人ホームについては、要介護3以上に制限するとしていますが、それでは、要介護1、2の人たちで、介護者が不在であったり、徘徊などの認知症の周辺症状を有したりする多くの人々は、生活の場を失うことになってしまいます。今求められているのは、入所者の制限ではなく、特別養護老人ホームの新設や増床で、必要な人がだれでも入れる施設にすることです。

また、利用料の2割負担は、高齢者の暮らしを圧迫します。月に13万円の所得で、これ

まで1割負担から2割の負担になってしまいます。鹿児島市でみると要介護5の人は、限度額いっぱい使ったとき、利用料が3万5800円ですが、2割になると7万1,600円になってしまいます。これでは、介護サービスを受けたくても受けられない、まさしく、「保険あって介護なし」という状況になってしまいます。

よって、高齢者が安心して必要な介護が受けられるように、本陳情は採択し、政府に「改正」の見直しを求める意見書をあげるべきであります。

以上で、討論を終わります。